

光力利用やりいか敷網漁業許可等の取扱方針

昭和60年3月20日一部改正

(目的)

第1 この方針は、この漁業と他種漁業との調整を図り、沿岸漁業経営の安定を図るため、この漁業の許可等の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2 この方針は、日本海における青森県沖合海域において、この漁業を営むものの許可に適用する。

(許可の対象漁船)

第3 許可の対象漁船は、青森県知事の登録漁船であって、かつ、青森県日本海に面する町村に根拠地を有するものとする。

(許可の対象者)

第4 許可の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 前年度において、この漁業の許可を受けて誠実に操業した実績を有する者
- (2) 新規にこの漁業を営むものであって、年間漁業の総合経営上適当と認められる者

(許可の申請)

第5 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて所属漁業協同組合でとりまとめるうえ、知事に提出しなければならない。

- (1) 新規にこの漁業を営もうとする者にあつては、年間事業概要書及びこの漁業の事業計画書
- (2) 所属漁業協同組合長の副申書
- (3) 共同漁業権漁場内で操業する場合は、この漁業を営む者と他種漁業を営む者及び当該共同漁業権漁場の管理者との間で取り決めた協定書の写
- (4) その他知事が必要と認めた書類

(許可をしない場合等)

第6 次の各号に該当する場合は、別に定める取扱方針により許可しないか、または許可の始期を遅らせることがある。

- (1) この漁業の違反で処分を受けた者が申請した場合
- (2) この漁業以外の漁業の違反で過去1年以内に処分を受けた者が申請した場合

(操業区域)

第7 操業区域は、共同漁業権漁場を除く青森県日本海沖合海域とする。

ただし、第5の3の協定が成立した場合は、当該共同漁業権漁場および前記漁場以外の共同漁業権漁場を除く日本海における青森県沖合海域とする。

(操業期間)

第8 操業期間は、許可の日から5月31日までとする。

(制限または条件)

第9 許可するにあたって、次の制限または条件を付する。

- (1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること。

ただし、第5の3の協定が成立した共同漁業権漁場内で操業する場合は、協定した範囲で電

気設備の制限または条件を付することがある。

(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと。

(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の各海域で操業しないこと。

ただし、第5の3の協定が成立した共同漁業権漁場内で操業する場合は、協定した範囲で制限または条件を付することがある。

(4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること。

(操業報告書)

第10 操業期間終了後すみやかに別途様式による操業報告書を提出すること。